

国家知的所有権機関 (N I I P) (カザフスタン) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 KZ. I

略語のリスト

国内官庁： 国家知的所有権機関 (N I I P) (カザフスタン)

K P L： カザフ特許法

指定（又は選択）官庁 KZ	国家知的所有権機関 (N I I P) (カザフスタン) 国内段階に入るための要件の概要	概要 KZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	カザフ語又はロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には，補正されたもののみ，及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ^{2, 3}	通貨：カザフ・テンゲ (KZT) 特許： 出願手数料： ⁴ －電子出願…………… KZT 17,271.52 －紙形式での出願…………… KZT 20,320.16 審査手数料 ⁵ …………… KZT 66,959.20 最初の3年間の年金，各年につき…………… KZT 20,320.16 実用新案： 出願手数料： ⁴ －電子出願…………… KZT 13,982.08 －紙形式での出願…………… KZT 16,450.56 最初の3年間の年金，各年につき…………… KZT 16,450.56	

[次頁に続く]

- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2箇月以内に提出しなければならない。出願人は、追加手数料を支払うことによって、この期間を2箇月以内であれば延長することができる。
- この手数料は付加価値税（VAT）の対象となる。出願人は最新のVAT適用料率について受理官庁又は登録弁理士に問い合わせされたい。
- 1人当たりの国民所得が3,000米国ドル未満である国に居住する出願人は、次の割引額を支払う。法人の場合には手数料額の30%、自然人の場合には、手数料額の15%。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は国内段階移行の日から2箇月以内に支払わなければならないが、20%の割増料を支払うことを条件に、さらに2箇月延長することができる。
- 仮特許発行の公告後であって国際出願日から3年以内、又は仮特許の存続期間が延長された場合には国際出願日から5年以内に、実体審査請求のために支払わなければならない。

KZ	国家知的所有権機関（N I I P） （カザフスタン）（続き）	KZ
国内手数料の免除、割引又は払戻し	審査手数料は、国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合には20%減額される	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁶	出願人が同一でない場合は、優先権出願の譲渡書 ⁷ 出願人がカザフスタンに居住していない場合は、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をするために登録されている弁理士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

⁶ PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から3箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

⁷ 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

KZ. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PCT Rule 17.2(a)

KZ. 02 優先権書類（翻訳）

国内官庁は、審査に必要な一部の場合にのみ、特別の通知によってロシア語又はカザフ語の優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。国内官庁は、通知に定める期間内に優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。

KZ. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KZ. I に概説されている。

KPL Art. 22(7)
22(13)
5(3)

KZ. 04 審査請求

特許権は実体審査後に初めて付与される。実体審査は所定の手数料（附属書KZ. I 参照）の支払後に行われ、手数料は方式審査結果の通知日から3箇月以内に支払うことができる。

KZ. 05 代理

カザフスタンに居住していない出願人は、国内官庁に対して手続するよう登録されている弁理士を選任しなければならない。登録弁理士の名簿は、国内官庁に対する請求によって、又はウェブサイト www.adilet.gov.kz 若しくは www.kazpatent.kz から入手できる。

PCT Art. 28
41
KPL Art. 21

KZ. 06 出願の補正及びその時期

出願人は、国際段階へ移行した後2箇月間、自己の国際出願のいずれの要素についても、手数料を支払わずに自発的に補正又は補充をする権利を有する。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。この期間の経過後であって付与の決定前については、この補正又は補充は所定の手数料の支払があった場合にのみ行うことができる（附属書KZ. I 参照）。

PCT Art. 4(3)
43
PCT Rule 49bis.1
(a), (b)
76.5

KZ. 07 実用新案

出願人がカザフスタンにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

KZ. 08 国際出願が特許ではなく実用新案を対象とする場合、要件は基本的に特許と同様であるが、実体審査は行われない（附属書KZ. I 参照）。

KZ. 09 国際出願日から5年経過後、特許権者から請求があれば、国内官庁は実用新案の期間を最大で3年延長することができる。

KZ. 10 年金

特許が付与された後、特許を有効に維持するために年金を支払わなければならない。最初の年金は、特許付与に関する情報の公告日から2箇月以内に支払う。その後の年金はすべて対応する年度の開始前に支払う。指定期間満了後であるが6箇月以内に年金を支払う場合には、年金額は50%割増となる。年金未払により失効した特許は、対応する年金支払期間の満了後3年以内であれば回復できる。年金額は附属書KZ. I に表示されている。

- PCT Art. 25
PCT Rule 51
- KZ. 11 PCT第25条の規定に基づく検査**
関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査により、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には、この決定に対する審判を国内審判当局に請求することができる。
- PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 82bis
- KZ. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容**
国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階において又は国内官庁に対し出願人が国際出願に関連する行為をするための期間を逸した場合には、出願人の請求により、請求が正当と認められ、回復手数料を支払うことを条件として（附属書KZ.I参照）、国内官庁がその期間を延長することができる。

手 数 料^{1,2}

(通貨：カザフスタン・テンゲ (KZT))

特 許

出願手数料	
－電子出願	17,271.52
－紙形式での出願	20,320.16
審査手数料	
－1個の発明	66,959.20
－1個を超える発明ごとに	53,519.20
(国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合、審査手数料は15%減額される)	
回復手数料	
－逸失した期間の満了から12箇月以内	31,534.72
出願の補充又は補正手数料	5,224.80
保護権利付与、発明者証及び特許データ公開書類の作成手数料	33,253.92
特許年金	
－初年度から3年度、各年につき	20,320.16
－4年度及び5年度、各年につき	30,150.40
－6年度及び7年度、各年につき	39,279.52
－8年度から10年度、各年につき	60,295.20
－11年度及び12年度、各年につき	79,950.08
－13年度から15年度、各年につき	120,574.72
－16年度から18年度、各年につき	140,229.60
－19年度及び20年度、各年につき	159,875.52
回復手数料	
－逸失した特許年金支払期間の満了から3年以内	11,299.68
実用新案	
出願手数料	
－電子出願	13,982.08
－紙形式での出願	16,450.56
出願の補充又は補正手数料	5,224.80
保護権利付与、発明者証及び特許データ公開書類の作成手数料	33,253.92
年 金	
－初年度から3年度、各年につき	16,450.56
－4年度から8年度、各年につき	47,855.36

1 この手数料は付加価値税 (VAT) の対象となる。出願人は最新のVAT適用料率について受理官庁又は登録弁理士に問い合わせされたい。

2 1人当たりの国民所得が3,000米国ドル未満である国に居住する出願人は、次の割引額を支払う。法人の場合には手数料額の30%、自然人の場合には手数料額の15%。

手数料の支払方法

手数料の支払はカザフ・テンゲ建で行わなければならないが、米国・ドル、ロシア・ルーブル又はユーロ建による同等額の支払も認められる。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称、並びに、為替、銀行手形又は現金によって支払われた手数料の種類を表示しなければならない。“Nurbank” JSC に対応する銀行経由での銀行振替による支払も可能である。

支払先の銀行要項**テンゲ建**

受取人	State Enterprise “National Institute of Intellectual Property” Committee for Intellectual Property rights of the Ministry of Justice of the Republic of Kazakhstan
あて名	010000, Nur-Sultan, Korgalzhyn Highway, Building 3B
VAT Number	620300220118 / 020940003199
銀行名	“Nurbank” JSC
SWIFT	NURSKZKX
特定顧客コード	KZ8584905KZ006015415
受取人コード	16
通貨口座における送金用の銀行要項	“Nurbank” JSC
SWIFT	NURSKZKX
特定顧客コード	KZ7684905RU006015130

米国・ドル建

対応銀行	Bank of New York Mellon
SWIFT	IRVTUS3N
対応口座	8900514833 (USD)
対応銀行	Commerzbank
SWIFT	COBADEFF
対応口座	400887061000 (USD)

ロシア・ルーブル建

対応銀行	SBERBANK
SWIFT	SABRRUMM
BIC	044525225
対応口座	30111810200000000343 (RUB)
TIN	7707083893
特定顧客コード	KZ1584905US006015020

ユーロ建

対応銀行	Commerzbank AG
SWIFT	COBADEFF
対応口座	400887061000 (EUR)
対応銀行	Bank of New York Mellon Frankfurt
SWIFT	IRVTDEFX
対応口座	6447229715